

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可基準

(目的)

第1条 本基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第2号の規定に基づく道路内の建築物の許可に関して必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

(適用対象)

第2条 計画建築物の用途は公衆便所、巡査派出所、バス停留所上屋、タクシー乗り場上屋、自転車駐車場の上屋、高速道路の管理用施設その他これらに類するものとする。

(関係機関との協議)

第3条 道路管理者及び警察署長と通行上支障ない旨の協議を終了した書面を添付すること。

附則

この基準は平成11年7月8日より施行する。

附則

この基準は平成19年10月25日より施行する。

附則

この基準は平成23年5月31日より施行する。